



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมูนิเคชัน จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 14 (2012年2月16日発行)

皆様こんにちは。

今回のタイ国法律改定情報 Vol. 14 は 2012 年 1 月 20 日に告示された

「財務省告示“洪水被害を受けた地域に対する関税免除”に基づく関税免除の原則及び方法」 をお送りいたします。

関税局告示第 29/2555 号

(ประกาศกรมศุลกากร ปลาคาร์บอกซ์โครมสนราคาคอน)

財務省告示「洪水被害を受けた地域に対する関税免除」に基づく関税免除の原則及び方法

(เรื่อง หลักเกณฑ์และพิธีการสำหรับการยกเว้นอากรศุลกากรตามประกาศกระทรวงการคลัง

เรื่อง การยกเว้นอากรศุลกากรในเขตพื้นที่ประสบอุทกภัย

ルアン ラグゼンレピディーカーン サムラップカーンヨックウェンカーコーンสนราคาคอน

ท่ามปลาคาร์บอกซ์โครมสนราคาคอน ลูอัน คาร์นโยคฺควเ็นอาร์คองสนราคาคอน

ナイเค่อัพเพ่นตี้ปฺราซอปปุ๊ตฺคาไพ)

2012 年 1 月 5 日付財務省告示「洪水被害を受けた地域に対する関税免除」に基づく関税免除、及び輸入申告書への正確なデータ記入のために、1926 年関税法第 3 条の内容に基づき、関税局長は以下のとおり定める。

第1項 2012 年 1 月 5 日付財務省告示「洪水被害を受けた地域に対する関税免除」には、1987 年関税率表令末尾添付関税率表第 2 部に規定された物品の免税が規定されている。2011 年 10 月 25 日から 2012 年 6 月 30 日までの輸入に対して適用され、詳細は以下のとおりである。

- (1) 洪水による損失の代替のためまたは修繕のために輸入した機械、機械の部品及び装備、また当該機械と合わせて使用する道具及び用具。関税率表のどの種類に属する物品であるかは問わない。以下の原則及び条件に従うこと。
 - (1.1) 権利を受けられるのは、状況に応じ災害防止軽減局長または県知事が、2003年緊急時被災者支援のための国庫準備金に関する財務省規則に基づき、被災地として公表した地域に事業所を有し被災した事業主で、工業省の認可を受けた者とする。
 - (1.2) 権利を有する事業主は、自身で輸入しても他者に命じて輸入させてもよい。免税の権利を有する事業主が他者に命じて物品を輸入させる場合、輸入時に関税局に対して通知書を提示すること。
 - (1.3) 輸入する機械、機械の部品及び装備、また当該機械と合わせて使用する道具及び用具は、新品のものに限る。
 - (1.4) 輸入する物品は、工業省または工業省より委任を受けた組織より輸入の許可を得て、許可書の発行を受けなければならない。輸入者は、輸入時に当該許可書を所持していること。
- (2) エンジンの気筒容量が3000cc以下の、第87.03種の完成自動車及び第87.07種のピックアップトラック。以下の原則及び条件に従うこと。
 - (2.1) 権利を受けられるのは、状況に応じ災害防止軽減局長または県知事が、2003年緊急時被災者支援のための国庫準備金に関する財務省規則に基づき、被災地として公表した地域に自動車製造の全工程（少なくとも車体製造、車体塗装及び自動車組み立てを含む）を担う自動車工場を有する自動車製造事業者で、工業経済事務局の認可を受けた者とする。中古部品及び中古車により自動車を組み立てる企業は含まない。
 - (2.2) 権利を有する自動車は新品であり、洪水被害を受けた工場で製造されたものと同種または類似したモデルであること。また、当該モデルは、国内の他工場において製造されていないこと。工業経済事務局が規定した原則及び条件に準拠すること。
 - (2.3) 権利を有する事業主は、自身で輸入を行うこと。
 - (2.4) 輸入する物品は、工業経済事務局より輸入の許可を得て、許可書の発行を受けなければならない。輸入者は、輸入時に当該許可書を提示すること。

(3) 関税率表のどの種類に属する物品であるかは問わずまた完成品であるかを問わず、第 87 部に基づく陸上車の部品または装備として製造または組み立てるために輸入する物品、もしくは関税率表のどの種類に属する物品であるかは問わずまた完成品であるかを問わず、第 87 部に基づく陸上車として製造するまたは組み立てるために輸入する部品及び装備。以下の原則及び条件に従うこと。

(3.1) 権利を受けられるのは、状況に応じ災害防止軽減局長または県知事が、2003 年緊急時被災者支援のための国庫準備金に関する財務省規則に基づき、被災地として公表した地域に工場を有する自動車製造業者で、工業経済事務局の認可を受けた者とする。

(3.2) 権利を有する事業主は、自身で輸入を行うことができる。もしくは輸入の権利を、国内の自動車組立業者または国内で自動車を組み立てるための部品を製造する者に対し委任することもできる。しかし、中古車部品による自動車組立企業は除く。権利委譲の場合は、権利委譲書類を準備し、輸入時に関税局に提示すること。

(3.3) 輸入税免除の権利を有する自動車部品とは、未使用の新品で、洪水被害を受ける前に自身の工場において製造権を有していたものと同種の部品であり、国内で自動車を組み立てるため、もしくは国内で完成自動車の組立に使用するための自動車部品の製造のために輸入したものに限る。

(3.4) 輸入する物品は、工業経済事務局より輸入の許可を得て、許可書の発行を受けなければならない。輸入者は、輸入時に当該許可書を提示すること。

第2項 物品の輸入者は、以下のとおり、財務省告示「洪水被害を受けた地域に対する関税免除」に基づき関税免除の通関手続きを行うこと。

(1) 物品の輸入者は、輸入申告書の全項目にデータを記入し、2011 年 10 月 25 日から 12 月 31 日までの輸入については、特権の欄に” FL1”、2012 年 1 月 1 日から 6 月 31 日までの輸入については” FL2” と記入すること。また、輸入申告書の各項目の許可書データ記載欄に、状況に応じて第 1 項の (1.4)、(2.4) または (3.4) に基づく組織からの輸入許可書のデータを記録する。

(2) 物品の輸入者が、第1項の(1.4)、(2.4)または(3.4)に基づく組織からの輸入許可書を受領する前に物品の受け取りを希望する場合、当該輸入者は、次に従うこと。

(2.1) 通常の場合に於いて関税を支払う。輸入申告書の各項目において、特権コードの欄には”000”と記入する。

(2.2) 関税の還付申請をする。輸入申告書の項目中の備考欄(Remark)に「2012年1月5日付財務省告示「洪水被害を受けた地域に対する関税免除」に基づく”FL2”の関税還付権利の行使を申請する」と記載する。

(2.3) 関税局のコンピュータシステムに輸入申告書のデータを入力する際に、関税率及び/または金額の検査を希望する旨を通知する。

(2.4) 物品の輸入者は、当該物品の輸入日より2年以内に、関税還付請求書を提出すること。

(3) 通常の場合に於いて関税を支払い物品を既に輸入済の者が、支払済の関税の還付を希望する場合、通常の場合に於いて関税還付に関する手続きに従い、第1項の(1.4)、(2.4)または(3.4)に基づく組織の輸入許可書を添付し、関税還付申請書を提出すること。

第3項 本告示は、2011年10月25日より適用する。

2012年1月20日告示

関税局長

ソムチャーイ・プーンサワット

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は3月15日(木)です。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ

書籍販売のご案内

「2011年 業務安全・衛生・環境法」

2010年12月27日、労働者保護法の第8章が削除され、
「2011年(仏歴2554年)業務安全・衛生・環境法」として新たに制定されました。

特に製造業者様は必読です！！

一経営者がお届けする **タイ語－日本語の対訳本**。

価格:5,000 バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAXにてご送信ください。

To TJ Prannarai. Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

申 込 書

年 月 日

ご芳名：	
Name (English)：	
会社名（英語でご記入ください）：	
お届け先（ご請求書送付先）：	
Tel：	Fax：
Email：	